

令和8年6月16日

準特定地域事業者

(県南中央・東部・西部・県北交通圏) 各位

一般社団法人埼玉県乗用自動車
会長 三上 秀 樹



適正化・活性化の取組状況に係る調査について

謹啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

標記の件につきまして、埼玉運輸支局長より「特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法」に基づく「令和8年2月～4月」分のフォローアップ調査依頼が参りました。

業務多端とは存じますが、調査票にご記入の上、協会宛ご返送の程よろしくお願ひ申し上げます。(複数の交通圏がある事業者の方は交通圏ごとの作成をお願いします。)

なお、送付します調査票用紙は、手書きの記入用紙(電子入力不可能な事業者)となっておりますが、なるべく電子データでの入力提出(Excel版・集計計算込み)をお願ひ致したく、ご協力いただける事業者の方は、協会ホームページに「適正化・活性化の取組状況に係る調査票」にて様式を掲載しておりますので、ご活用いただき提出下さいますよう宜しくお願ひ申し上げます。

(作成データ送信先メールアドレス：sainokuni.taxi@orion.ocn.ne.jp)

—記—

1. 調査の対象は、調査票(別紙様式1及び別紙様式2)のとおりです。
 - ・調査票の記入方法は、別紙「調査票の記入に係る留意事項」をご参照下さい。
 - ・別紙様式1の記入は勤務体系ごとにご記入をお願いします。また、用紙は20名(1～20名分は番号入り)の記入が出来ますが、乗務員が21名以上の場合は、番号無しの調査用紙をコピーして下さい。
2. 調査票に必要な事項を記入の上、下記期限までに協会宛提出して下さい。
 - ・別紙様式1・2ともに令和8年8月31日(月)必着
 - 様式2提出は、FAXでも可(048-863-7833)
3. ご提出いただいた調査票の内容については、適正化・活性化の取組みの検証・評価に活用しますので、個別情報を目的以外に使用したり、外部へ公表することは予定しておりませんので、現状の実態を記入していただきますようお願い致します。